

衆議院外務委員会ニュース

平成 25. 4. 19 第 183 回国会第 5 号

4 月 19 日（金）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第 1 号）

- ・岸田外務大臣、後藤法務副大臣、鈴木外務副大臣、あべ外務大臣政務官、佐藤防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、みんな、共産、生活）

（質疑者及び主な質疑内容）

玄 葉 光一郎君（民主）

- ・我が国の国際社会における存在感を高めるためにも、外務大臣が積極的に外遊を行うべきだと考えるが、岸田外務大臣の所見を伺いたい。
- ・日米両政府間の事前協議をつめてから、安倍総理による我が国の T P P 交渉参加表明を行うべきではなかったのか。
- ・国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）に関連し、海外で日本人が家庭内暴力（DV）の被害を受けたことを証明するために、在外公館はどのような支援を行うつもりか。

山 口 壯君（民主）

- ・ハーグ条約を締結することによって、我が国が得られるメリットとは何か。
- ・我が国がハーグ条約を締結した場合、中国、フィリピンといった未締結国に対し、締結に向けどのような働きかけを行うつもりか。
- ・ハーグ条約について広く国民に理解してもらうために、外務省と法務省はどのように連携していくつもりか。

小 熊 慎 司君（維新）

- ・ハーグ条約の根底にある共同養育の必要性に関する岸田外務大臣の見解を伺いたい。
- ・安倍総理大臣は衆議院本会議（平25. 1. 31）において「子の親権や監護権に関する事項については、ハーグ条約においても各締約国の法制に委ねられているところであり、各国に共通する基準はないものと認識している」と述べているが、ハーグ条約の理念である子の最善の利益を図るという価値観等は各国ともに共有しているのではないのか。
- ・北朝鮮の核・ミサイル問題に関し、我が国は中国、ロシ

アとの間でどのような連携を図っているのか。

村 上 政 俊君（維新）

- ・夫婦間の問題を解決する法律は各国毎に異なることもあり、ハーグ条約が我が国の文化・習慣・価値観等になじまないのではないかと指摘があるが、政府はどのように考えるのか。
- ・我が国のハーグ条約締結により、例えば海外でDV被害を受け日本に子を連れ帰った事案において、ハーグ条約に基づき必ず元いた国に連れ戻されてしまうとの不安の声が聞かれるが、政府の見解を伺いたい。
- ・ハーグ条約が我が国について発効した後、ハーグ条約発効前に発生した不法な子の連れ去り事案に対して政府はどのように対応するのか。

浦 野 靖 人君（維新）

- ・ハーグ条約第 5 条は「『接触の権利』には、一定の期間子をその常居所以外の場所に連れて行く権利を含む。」と規定するが、締約国ではこの「一定の期間」をどの程度の期間としているのか。
- ・子の返還の可否が裁判所で検討される場合、DVの認定はどのように行われるのか。
- ・ハーグ条約の締結に当たり共同親権を我が国でも導入するよう検討すべきではないか。

三 谷 英 弘君（みんな）

- ・子の所在が分からない場合、我が国の中央当局としての役割を果たす外務省はどのような手法により子を探すことになるのか。
- ・ハーグ条約第 10 条は「中央当局は、当該子が任意に返還されるよう全ての適当な措置をとる」と規定するが中央当局の責任者である外務大臣は「適当な措置」をとるためにどのような体制を構築するのか。

- ・子を連れ去った親がDVを受けていた場合はハーグ条約第13条第1項bの「重大な危険」に該当するのか。

笠井 亮君（共産）

- ・我が国がハーグ条約を締結することで子の連れ去りのほかどのような問題が解決されることになるのか。
- ・国内実施法案第28条の考慮事項が認められた場合でも、最終的には裁判官の裁量により返還の認否が決定されることから、必ずしも返還拒否になるとは限らないのか。
- ・ハーグ条約第13条第1項bの「返還することによって子が（中略）他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険」とは、具体的にどのような危険であるかについて、締約国の認識に相違はないのか。

玉城 デニー君（生活）

- ・在沖縄米軍基地の返還について、キャンプ桑江南側の跡地利用に関し、地元市町村と連携をとりつつ進めてほしいが岸田外務大臣の見解を伺いたい。
- ・我が国のハーグ条約締結が遅れた理由は何か。
- ・子の返還申請にかかる費用負担はどのようなになるのか。

土屋 品子君（自民）

- ・現時点での我が国への子の連れ帰り件数及び日本からの子の連れ去り件数は何件あるのか。
- ・ハーグ条約締結国における中央当局の指定状況はどうなっているのか。
- ・我が国が中央当局を外務大臣とした理由と中央当局としての具体的な体制整備はどのようなになるのか。

岡本 三成君（公明）

- ・ハーグ条約の規定に基づく子の返還の認否に係る判断について、政府は、判断を行う司法当局との間で価値観を共有してもらいたい、法務省はどのように考えているのか。
- ・中央当局としての役割を果たす外務省における子の返還の申請者への対応の在り方について、主担当を置き、その者が原則としてすべて対応に当たるようにすべきではないか。
- ・北朝鮮問題について、北朝鮮から対話を行うための3つの条件が明らかにされたが、北朝鮮側の思惑について、岸田外務大臣の見解を伺いたい。